

保管金の電子納付に関するQ & A

平成30年1月

東京地方裁判所

Q 1 電子納付を利用するための登録はどちらの裁判所でできますか。

A 1 全国の裁判所の本庁，支部及び簡裁（ただし，支部及び簡裁は出納官吏が設置されている庁）で，「電子納付利用者登録申請書」を提出して利用者登録を行うことができ，登録後は，即時に電子納付が利用できますので，最寄りの裁判所でぜひご登録ください。

なお，東京地裁においては，霞が関庁舎出納第二課，民事執行センター出納第三課，立川支部庶務第二課及び東京簡裁事務局第二課の4課で手軽に利用者登録の申請ができます。

Q 2 申請から登録コード発行までの時間はどれくらいですか。

A 2 東京地裁ではいずれの担当課においても，窓口が混雑していなければ，「電子納付利用者登録申請書」の記入，係員によるシステム入力・確認作業の時間を含めて，約20分で登録が完了します。

その場でずっとお待ちいただかないで，申請をしていただいた後，他の御用件のために中座していただいても結構です。

Q 3 登録コードの有効期限はありますか。

A 3 有効期限はありませんが、電子納付の利用者登録後又は電子納付を最後に利用してから2年間利用されないと、システム上削除されますので、ご注意ください。

Q 4 登録コードは全国の裁判所に共通ですか。

A 4 全国の裁判所に共通ですので、東京地裁以外の裁判所で保管金を納付する際にも、ご利用いただけます。

Q 5 登録内容を変更する方法を教えてください。

A 5 「電子納付利用者変更申請書」をご提出いただきます。

なお、同申請書による提出者情報の変更はできますが、還付先情報についての変更はできません。還付先情報を変更する場合には、お手数ですが、「電子納付利用者登録申請書」により、新たに申請を行ってください。

Q 6 電子納付はすべての予納金に利用できますか。

A 6 民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金の納付には利用できませんので、ご注意ください。また、破産事件や保全事件の送達・送付費用については、郵便切手による予納となりますので、ご了承ください。

Q 7 電子納付の実際の利用方法を教えてください。

A 7 ご自身のインターネットバンキング又は最寄りの金融機関のペイジーに対応したATM等によりご利用いただくことができます。なお、ATM等については、金融機関によって利用できる金額が異なっていますので、各金融機関の窓口やホームページなどで、利用限度額をあらかじめご確認ください。

Q 8 インターネットバンキングやペイジー対応のATMを利用したことはありませんが、手軽に利用できますか。

A 8 インターネットバンキングとは、インターネットを介した金融機関の取引サービスのことで、自宅のパソコンやスマートフォンなどから、24時間、利用することができます。主なサービスとして、残高照会、口座の入出金明細の表示、振込・振替などが利用できます。多額の現金を持ち歩いて金融機関に出向かなくてよいこと、振込手数料が掛からないことがメリットです。

ペイジー（Pay-easy）とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営する決済サービスのことで、手数料が掛かりませんし、ATMが利用できる時間帯であれば、いつでも振込が可能です。ただし、ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によっては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

いずれのサービスにおいても、ご利用にあたっては、裁判所からお渡しした保管金提出書の収納機関番号、納付番号及び確認番号をATMに入力するだけで、簡単に振込ができます。

Q 9 電子納付を利用した場合は、いつの時点で予納したことになりますか。

A 9 電子納付を行うと、即時に裁判所の保管金を管理する日銀の口座に入金されますが、同口座に午後5時以降に着金すると、裁判所が当日にシステムにより入金を確認できない場合がありますので、特に保釈保証金の納付については、午後5時前に必ず入金を確認できるように、余裕を持って手続をする必要があります。

Q 10 予納金に残額が生じた場合、どのような方法で返還されますか。

A 10 利用者登録の申請時に還付先として指定された口座に振り込まれることになります。

なお、申請時と還付時の還付先情報が異なる場合は、改めて「電子納付利用者登録申請書」を提出していただく必要がありますので、ご了承ください。

Q 11 還付先として指定する口座に制限はありますか。

A 11 電子納付の利用者登録にあたっては、保管金を提出する方の名義の口座を還付先として指定する必要があり、家族を含む他人名義や所属する弁護士法人名義の口座はご使用いただけませんので、ご注意ください。

Q 12 予納金が返還される場合には何らかの連絡がありますか。
その際に対象となる事件は特定できますか。

A 12 事件終了など、保管金の還付事由が生じたときには、裁判所から連絡することなく、利用者登録の申請時に還付先として指定された口座に自動的に予納金残額の振込を行います。

なお、振込と同時に、事件番号や還付金額等が記載された保管金振込通知書を送付しますので、送付する通知書で対象事件をご確認いただけます。

Q 13 一つの事件で複数の予納を行った場合や複数の裁判所で利用した場合の通帳上の記載はどのようになりますか。

また、どの予納分が返還されたのかわかる記載になっていますか。

A 13 通帳には振込元の裁判所名により、数件の予納金が同一日に還付される場合は合算して記載されることとなりますので、保管金振込通知書により事件ごとの内訳金額をご確認ください。